

◇番号：202107

◇研究機関名	茨城県立医療大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	令和2年度	◇最終報告書提出日	令和4年3月9日
◇不正に支出された研究費の額	1,525,727円	◇不正に関与した研究者数	1人 ※不正に関与したのは元事務局職員である。

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和3年4月1日、不正に関与した元事務局職員（茨城県の定期人事異動により、他部署へ異動）の後任者による不適切な経理処理（多数の代金未払い事案）の発見。

【調査に至った経緯等】

令和3年5月7日、茨城県立医療大学として間接経費（科研費）に関する不適切経理処理を認識。

（※機関内で事実関係の調査、対象者の関わった全支出案件の調査を実施）

令和3年5月20日、茨城県立医療大学における研究費の不正使用防止に関する規程（以下「規程」という。）第12条第2項に基づき配分機関（日本学術振興会）に報告。

令和3年8月18日、規程第12条第1項に基づく調査委員会の設置を決定。

◇調査

【調査体制】

規程に基づき、調査委員会（学内委員4名、学外委員（公認会計士、前茨城県会計管理者）2名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・調査期間  
令和3年5月7日～11月10日（予備調査期間を含む）
- ・調査対象  
対象者：当該元事務局職員  
対象経費：対象者が取り扱った全支出案件
- ・調査方法  
①物品購入・支払に係る一連の書面の確認  
②調査対象者本人からの聞き取り

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景  
当該元事務局職員は経済的に苦しくなったため、自分の欲しいものを公金（茨城県費及び科研費）で購入することを考えるようになった。
- ・手法  
①業者から提出された見積書等の書き換え  
私的使用目的の物品を大学名義で業者に発注し、業者からの見積書等に記載してあった物品名等を、学内で使用する品目に書き換え、自らが起案した支出負担行為決議票等に添付し、決裁を経て公金を

支出し、私的な物品を購入した。

②教員からの物品修理要求書の偽造

備品等の修理が必要となった場合に教員から事務局に提出される物品修理要求書について、教員名を記載した当該要求書を偽造し、自らが起案した支出負担行為決議票等に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。

③私的使用目的の物品を公用と偽って起票

私的使用目的の物品を大学名義で業者に発注し、自らが起案した支出負担行為決議票等に業者からの見積書等を添付して、内部には「公用のために必要な物」「教員から要求があった」などと虚偽の説明をしたうえで、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科研費（間接経費）	1,525,727円	令和2年度	1人
茨城県費	2,780,746円	令和2年度	1人
計	4,306,473円		(実人数※)1人 ※不正に関与したのは元事務局職員である。

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

私的流用：有

理由：以下の点から、私的流用があったと判断した。

- ①当該元事務局職員自らが、科研費を用いて私的使用目的の物品を購入し、自宅に持ち帰ったうえ、使用又は転売したと具体的に証言していること。
- ②購入した物品が、当該元事務局職員の趣味に関連する物品等であり、当該元事務局職員の証言と合致していること。
- ③物品修理要求書の提出者とされている教員に確認したところ、要求した記憶はないと証言していること。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1) 物品購入の手続きについて

- ・購入しようとする物品について、支出負担行為決議において、購入の目的等を特に確認しないなど、審査が不十分であった。
- ・要求書の添付がなく、要求者が不明な状態でも、購入を認めていた。
- ・物品修理要求書の偽造が容易であった。

2) 納品時の検品の手続きについて

- ・納品があった際には、経理係内の手の空いている者が確認及び受取りを行っており、起票者以外の職員が行うことが徹底されていなかった。
- ・検査員による検査が、書類検査のみで現品確認を行わないことが多く、不十分であった。

【再発防止策】

(1) 物品購入時の審査・管理の見直し

【発注における対応】

- ・物品購入時は、当該物品のカタログやネット画像等の添付、教員及び各課からの要求書の添付、使用目的の付記を行う。

【資産管理・内部監査における対応】

- ・換金性の高い物品について取り扱い台帳登録を行い、毎年度当該物品の専用者とその上司が現品確認

を行う。

(2) 物品修理要求書の偽造防止

【発注における対応】

- ・修繕を必要とする物品の現品確認は、必ず経理係2名で行うこととし、故障箇所の写真を提出する。

(3) 納品時の検査体制の見直し

【検収における対応】

- ・新たな会計年度任用職員を2名確保した（大学・付属病院各1名）。
- ・納品時の受取りは必ず起票者以外の職員2名で行い、検査員は現品確認を行う。
- ・100万円以上の物品については、商品と納品書を受取り者が写真で撮影し、検査員が写真を確認する。

(4) 適正な経費執行に対する意識の醸成

- ・コンプライアンス研修会において、本事案について説明し再発防止対策を周知した。
- ・納品検収体制について処理手順を改正し、財務会計研修会時に教職員に周知した。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

茨城県立医療大学は茨城県の直営大学（未法人化）であることから、茨城県知事の判断により、令和3年5月28日付けで関係職員の懲戒処分が行われた。

元事務局職員は懲戒免職、元事務局職員在籍時の事務局長、元事務局職員在籍時の事務局次長及び事務局総務課長については戒告とされた。

・刑事告発

令和3年11月24日に管轄の警察署に告訴状（罪名：背任罪及び背任未遂罪）を提出し、正式に受理された。

・本件の公表状況

令和3年5月28日 茨城県庁にて記者発表により公表（氏名公表あり）